

令和2年度（2020年度）新商品トライアル制度  
新事業分野開拓事業者募集について

1 目的

新商品トライアル制度は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を知事が認定し、当該新たな事業分野に係る新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）を道が各種制度を活用して購入等することによって、販路開拓のきっかけづくりを支援する制度です。

令和2年度（2020年度）の新事業分野開拓事業者（新商品トライアル制度実施要領（平成18年2月3日経済部長決定、6月22日一部改正、12月11日一部改正、平成23年7月14日一部改正、平成24年12月10日一部改正、平成27年7月30日一部改正、平成28年8月1日一部改正、令和元年8月23日最終改正。以下「実施要領」という。）6(1)の規定により知事が認定をした者をいう。以下同じ。）の募集については、実施要領に定めるもののほか、本要領に基づき実施します。

2 申請者の要件

新事業分野開拓事業者として、知事の認定を受けるために申請できる者は、道内中小企業等であって、道内で認定に係る新商品の生産等をする者としてします。

なお、道税、消費税及び地方消費税を滞納している者は認定しません。

- (1) 道内中小企業等とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に掲げる中小企業者として扱われている会社、組合又は個人であって北海道内に本店（組合にあつては主たる事務所、個人にあつては当該個人及び事業所の住所）を有するもの及び北海道市民活動促進条例（平成13年北海道条例第7号）第6条に掲げる市民活動団体（NPO）であつて道内に主たる事務所を有するものを指します。
- (2) 道内で生産する新商品は、道内の工場で生産又は加工したものに限定します。

「生産又は加工」には、選別、仕分け、容器詰め、包装、梱包、ラベル等の貼付等の作業は含みません。

3 認定の要件

- (1) 新事業分野開拓事業者として認定を受けようとする道内中小企業者等が作成した「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に係る新商品等が、次の①から⑥までに掲げる基準すべてに適合することが必要です。
  - ① 既に企業化されている商品・役務とは通常取引若しくは社会通念上において、別個の範疇に属する新商品等であること。又は、既に企業化されている商品・役務と同一の範疇に属するものであつても、既存の商品・役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属する新商品等であること。
  - ② 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上、又は住民生活の利便の増進に寄与する新商品等であること。

- ③ 令和2年（2020年）12月21日時点で、既に道内で販売され、かつ、販売開始から5年を経過していないこと。
- ④ 北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針に掲げる特定調達品目に該当する場合には、その判断基準の規定を満たすこと。
- ⑤ 今後3年以内に道の機関で物品又は役務として購入若しくは借り入れする見込があること。

「物品」とは、道が認定を受けた道内中小企業等から直接又は他の事業者を通じて、道が消耗品、備品又は原材料として購入できるものを指す。

ただし、物品には医薬品及び防災用以外の食品を除くほか、道の工事で使用する資材及び設置に基礎工事や施設改修工事を必要とするものを除く。

- ⑥ 新商品等について適用される関係法令等を遵守していること。
- (2) 認定を受けようとする道内中小企業等が作成した実施計画が次の①及び②の観点から適切なものであることが必要です。
- ① 新商品の生産等に係る目標、内容、実施時期、実施方法、実施に必要な資金の額及びその調達方法並びに販売方法が適切なものであること。
  - ② 関係法令及び公序良俗に反しないこと。

#### 4 認定申請

- (1) 認定申請は公募で行います。
- (2) 認定を受けようとする道内中小企業等は、認定申請書（様式第1号）及び実施計画書（様式第5号）を知事に1部提出して下さい。
- (3) 認定申請書、実施計画書等の様式は、道のホームページ等で入手し、作成して下さい。
- (4) 認定申請書には次の書類を各1部添付して下さい。
  - ① 定款（個人の場合は住民票）
  - ② 最近2営業期間の貸借対照、損益計算書等を含む決算報告書
  - ③ 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明（直近1年度）  
道税は総合振興局・振興局又は道税事務所で「道税（個人道民税及び地方消費税を除く）について滞納がないことを証明する納税証明書」と個人の場合にはさらに「納税証明書（個人道民税）」を、消費税及び地方消費税は税務署で「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」を請求して下さい。（いずれも有料。）
  - ④ 新商品等に関する資料（カタログ、写真等）

#### 5 申請の受付

- (1) 申請の受付期間及び方法  
令和2年（2020年）10月21日（水）～令和2年（2020年）12月21日（月）  
の間に持参又は郵送（必着）
- (2) 申請書の提出先  
経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

## 6 認定の方法

- (1) 道内中小企業等から提出のあった実施計画書などの書面審査を実施し、その内容が適切と判断した場合には、知事はこの実施計画を作成した道内中小企業等を新事業分野開拓事業者として認定し、この実施計画に係る新商品等（以下「トライアル新商品」という。）を名簿に掲載します。  
名簿には、新事業分野開拓事業者の名称、トライアル新商品の概要等掲載し、道のホームページにおいても公表します。
- (2) 認定に先立ち、新商品等を使用する道の各機関、北海道立総合研究機構等の専門機関等による調査を実施します。これらの専門機関等の調査に当たり認定申請書の内容を問い合わせる場合があります。
- (3) 認定にあたり、詳細な調査及び審査が必要な場合には、認定を行わず、継続審査とする場合があります。
- (4) 認定期間は、認定日より起算して3年後の同月の末日までとします。ただし、トライアル新商品が、既に認定された他のトライアル新商品と同等品と判断した場合には、認定の終期は既に認定したトライアル新商品と同じになります。
- (5) 知事は、(1)により認定したときは、認定書（様式第2号）を交付します。

## 7 道における調達

道の機関は、必要な機能や数量、価格、購入計画、予算等を勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に定められた随意契約制度などを活用してトライアル新商品の購入に努めます。

ただし、契約金額が政府調達に関する協定が適用されるものは除外します。

## 8 市町村、民間企業等へのPR

道は、トライアル新商品の販路開拓を促進するため、市町村や民間企業等に対して、トライアル新商品のPRに努めます。

## 9 トライアル新商品の評価

- (1) トライアル新商品は、使用后6ヶ月を目途に、その品質及び使い勝手などについて評価を受けるものとします。
- (2) 評価の内容は、新事業分野開拓事業者に通知するとともに、道のホームページで公表します。
- (3) 評価の内容によっては、新事業分野開拓事業者にとって不利益になる場合もあると考えられます。

## 10 実施計画の変更

- (1) 新事業分野開拓事業者は、実施計画について、次に掲げる変更をしたときは、変更をした日から起算して14日以内に知事に変更申請書（様式第3号）を提出しなければなりません。
  - ① 企業名、所在地、連絡先又はHPアドレスの変更
  - ② 新商品等の名称又内容の変更
  - ③ 新商品等の生産場所の変更
  - ④ 新商品等の製造の休止又は中止
  - ⑤ 品質基準に係る認定の取消

- (2) 知事は、新事業分野開拓事業者から変更申請書が提出されたときは、変更の内容及び理由が適当であり、変更後の実施計画が実施要領3に定める要件に適合する場合に承認を行いません。

#### 11 新事業分野開拓事業者の承継

- (1) 新事業分野開拓事業者について、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該各号で定めるところにより当該新事業分野開拓事業者からトライアル新商品の事業の全部を承継する者が当該新事業分野開拓事業者の地位を承継しようとするときは、承継承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければなりません。
- ① 新事業分野開拓事業者である法人が合併（新事業分野開拓事業者である法人と新事業分野開拓事業者でない法人の合併であつて、新事業分野開拓事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（そのトライアル新商品の事業の全部を承継させるものに限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人が、当該新事業分野開拓事業者のトライアル新商品の事業の全部を承継した場合
  - ② 新事業分野開拓事業者の相続人その他の一般承継人が、当該新事業分野開拓事業者のトライアル新商品の事業の全部を承継した場合
  - ③ その他知事が認める場合
- (2) 知事は、(1)の承認の申請があつた場合において、実施要領2及び3に定める要件に適合する場合に承認を行います。

#### 12 認定の取消し

- (1) 知事は、次のいずれかに該当する場合、認定を取り消すことがあります。
- ① 新事業分野開拓事業者が実施計画に従つて事業を実施していないと認められる場合
  - ② 実施計画の虚偽申請、認定に係る不適切な広告宣伝などの不正行為、トライアル新商品に係る品質不良その他重大な問題が発覚した場合
  - ③ 9に定める評価の結果に重大な問題がある場合
  - ④ 同等品が相当程度市場に流通しており、トライアル新商品として適当ではないと認められる場合
- (2) (1)による認定の取消しによって損失が生じたときは、その損失は新事業分野開拓事業者の負担とします。

#### 13 報告

- (1) 実施計画の進捗状況等について報告を求めることがあります。
- (2) 新事業分野開拓事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対し報告しなければなりません。

#### 14 留意事項

- (1) 道は、認定により、トライアル新商品の品質等を保証するものではありません。
- (2) 道は、認定により、トライアル新商品の購入を確約するものではありません。
- (3) トライアル新商品と同等品が市場に流通した場合には、随意契約によらず、同等品との競争入札による購入となる場合があります。

- (4) トライアル新商品を道が工事で使用又は発注する場合には、本制度による随意契約は適用されません。
- (5) 申請書類に記載した内容及び添付書類に記載された個人情報、本事業に関してのみ使用します。
- (6) 申請書類に含まれる著作物等の著作権は道には帰属しませんが、公表その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、道はこれを無償で使用できるものとします。
- (7) 申請する商品又は役務が、第三者の特許権などの産業財産権その他日本国の法令に基づいて保護される権利に抵触する場合には、その責任は申請者が負うものとします。